

(日経 BP 知財 Awareness / 2006 年 4 月 14 日掲載)

保護対象となる画面デザインの範囲を緩和する、 意匠法改正法案

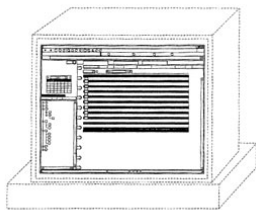
鹿又弘子 (三好内外国特許事務所 所長代理、弁理士)



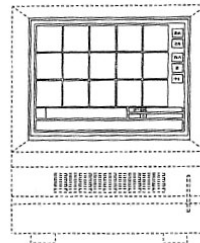
企業戦略上、他社製品との差異化のツールとして、製品デザインの重要性が高まっていることから、最近、新聞などでもデザインに関する記事が増えているように思えます。従来、製品デザインといえば、製品の「物理的外観のデザイン」を意味していました。しかし、近年の IT (情報技術) 化の進展に伴い、製品に内蔵したソフトウェアが表示する電子機器の操作画面などに対しても、企業はより多くの開発投資をするようになってきています。また、表示される機器を選ばないソフトウェアの操作画面なども、日々大量に創作されています。

これらの「画面」には、例えば以下のようなものがあります。(※1)

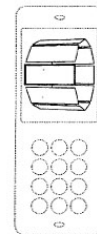
- (1) 必要に応じて、ユーザーによりインストールあるいはダウンロードされ、パソコン (PC) のディスプレイ画面に表示されるアプリケーション・ソフトウェアの画面
- (2) Web サイトへアクセスすることにより、パソコンのディスプレイ画面に表示される Web サイトの画面
- (3) 専用機器の操作画面 (車両用計器盤、DVD レコーダー、POS 端末機の操作画面など)
- (4) 複合機能を有する機器の表示機能を通じて表示される画面 (携帯電話機の操作に必要な初期メニュー画面と、それに続く画面など)



(2) の例



(1) の例



(4) の例

物品と一体性を有する形態でなければ、意匠登録の対象とならない

このような画面のデザインは、意匠法で保護することができるでしょうか。

意匠法で保護できる「意匠」とは、「物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と定義されています（意匠法第2条第1項）。つまり、「意匠」とは、「物品の」「形態」です。

ここで「物品の」の助詞「の」は、「物品と形態とが一体性を有する」ことを意味しています。つまり、物品と一体性を有する形態でなければ、意匠登録の対象にはなりません。物品との一体性を、以下に、「物品性」と称して解説します。

上記（1）の「PCへ、必要に応じてユーザーによりインストールされるアプリケーション・ソフトウェアの画面」は、その機器のデザインの一部として創作されたものではなく、「物品を離れた表示内容自体の創作」と考えられます。したがって、物品性がないため、意匠登録の対象とはなりません。

上記（2）の「Webサイトへアクセスすることにより、PCに表示されるWebサイトの画面」は、上記（1）と同様に、意匠登録の対象となりません。

一方、上記（3）の「専用機器の操作画面」は、物品本来の機能を実現するためのものであり、物品と形態は一体不可分であることから、物品性の要件を満たし意匠登録の対象となります。平成10年の意匠法改正により「部分意匠制度」が導入された後、このような専用機器の表示画面が「部分意匠」として登録される例が多数見られます。

携帯電話機の各種画面は、意匠登録の対象になるか

では、上記（4）に例示した携帯電話機のような、「複合した機能を有する製品の表示機能によって表示される画面」はどうでしょうか。

特許庁作成の「液晶表示等に関するガイドライン（部分意匠編）」は、このような画面が意匠登録の対象となりうるか否かについて、物品性の観点から以下の要件を設けています。（※2）

【要件1】

物品の表示部に表示される図形等が、その物品の成立性に照らして不可欠のものであること

【要件2】

物品の表示部に表示される図形等が、その物品自体の有する機能（表示機能）により表示されているものであること

このガイドラインによれば、要件1の「その物品の成立性に照らして不可欠」かどうかについては、携帯電話機のように、複合した機能を内在している物品が多様な表示機能を有する物品の場合、「それぞれの機能を果たすための表示画面（機能ごとの表示画面）を総括する表示画面は、物品の成立性に照らして不可欠なものと認められる」としています。そして、携帯電話機の各種機能をメニュー表示する初期メニュー画面を、要件1を満たす画面の例として挙げています。初期メニュー画面については、これを表示しなければ、携帯電話機の持つすべての機能を果たすことができないことが、その理由です。したがって、携帯電話機の初期メニュー画面は、物品性の要件を満たすため、意匠登録の対象として認められています。

では、上記（4）のうち、初期メニュー画面に続く画面、例えば、携帯電話機のカレンダー機能を選択して表れるカレンダー画面はどうでしょうか。

前記のガイドラインに照らせば、このような画面は「物品の成立性に照らして不可欠」とは言えず、意匠法の保護対象とはならないと考えられます。

保護対象を拡大する法改正の方向と、その限界

このように、物品の表示画面に表示される画面デザインに関しては、意匠法上の物品性の枠組みによって、保護対象となる範囲が限定されています。しかし、より広く画面デザインを保護すべきであるとの産業界のニーズを踏まえ、制度改正の是非についての議論がここ数年来、活発になされてきました。このような議論の末、2006年2月、経済産業省の産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会は、以下のデザインも保護すべきであると結論付けました。

■「物品の成立性に照らして不可欠な画面デザインに加えて、物品の用途及び機能を実現するために表示される画面デザイン」（例えば、携帯電話機のカレンダー画面、デジタルカメラのモード設定画面）

■「物品の表示部に表示される画面デザインだけでなく、物品と接続された外部の汎用途の表示機器などに表示される画面デザイン」（例えば、DVD録画再生機でテレビに表示される操作画面）

※カッコ内は筆者による例示

なお、上記（1）のような、汎用途の表示機器に表示されるアプリケーション・ソフトウェアの画面やWebサイトの画面については、意匠権の対象とすることは適切でない

との結論がなされました。(※3) 法的安定性等の観点から、客観的な対象範囲の特定が必要であるのに対して、物品の用途・機能から物品の外延を特定できないことなどが、その理由とされています。

この結論を受けて、今期(第164回)通常国会において審議中の法案によれば、先に引用した第2条第1項における「意匠」の定義規定の後、同第2項に以下の条文が挿入されています。

「前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」

この法案が可決されれば、意匠登録できる画面デザインが現行法より広がりますので、保護価値の高い画面デザインの権利化を図り、知財戦略を強化することが期待できます。その一方、他社の権利を侵害することのないよう、デザイン関係者に注意を喚起することも、より重要になるでしょう。